

西郷村議会告示第1号

西郷村議会手話通訳実施要領を次のように定める。

令和6年3月11日

西郷村議会議長 真 船 正 晃

西郷村議会手話通訳実施要領

(目的)

第1条 この要領は、聴覚障がい者及び音声言語障がい者（以下「聴覚障がい者等」という。）に対して手話通訳を行うことにより、聴覚障がい者等にかかれた議会を実現することを目的とする。

(手話通訳の実施会議)

第2条 手話通訳を行う会議は、本会議とする。

(手話通訳対象者)

第3条 手話通訳の対象者は、聴覚障がい者等で本会議の傍聴を希望するもの（以下「傍聴希望者」という。）とする。

(手話通訳の申込み)

第4条 傍聴希望者は、手話通訳申込書（別記様式）を傍聴しようとする会議が開かれる日の7日前（土曜・日曜・祝日は算入しない。）までに議長へ提出しなければならない。ただし、議長が特別な事情があると認めるときはこの限りでない。

(手話通訳者の手配)

第5条 議長は、前条の申込書を受理したときは、村長（手話通訳者派遣取扱い課）に対し、手話通訳者の派遣依頼を行うものとする。

2 議長は村長（手話通訳者派遣取扱い課）より手話通訳者の手配の可否について通知を受けたときは、速やかにその旨を傍聴希望者に通知しなければならない。

(手話通訳の取消し)

第6条 傍聴希望者は、手話通訳の申込みの内容を取り消す場合は、傍聴予定日の前日までに議長に届け出なければならない。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。